

発議第8号

女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年7月12日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	山梨 涉	石井孝治	鈴木直明	平島政二	畑田 響
福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	大石直樹	井上智仁
池邨善満	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	山本彰彦	馬居喜代子	風間重樹	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	岩崎良浩	白鳥 実	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

女性の健康の包括的支援に関する法律の早期成立を求める意見書

平成27年8月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、職業生活においては希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できる環境が整備されることになった。

しかしながら、女性の健康については、生涯の各段階において心身が大きく変化する女性の特性を明確にした健康対策は今までなされてこなかった。近年、女性の社会進出による就業の増加、婚姻の変化、平均寿命の伸長等、社会的要素の変化に応じた女性の健康問題の対策は大きな課題となっている。

日本医療政策機構は調査の結果、定期的に婦人科を受診しているのはわずか20%、婦人科検診に行っていない女性は27%であり、受診や検診の重要性が認知されていない実態を把握し、女性の病気について、啓発活動強化や検診を受ける制度を設けるよう促している。

女性が生涯の各段階において、自らの健康増進に主体的に取り組むことは、社会参加や就労を促進することとなる。女性の特性に配慮した各段階の包括的な支援策は時代の要請であり、急務と言わざるを得ない。

国におかれましては、女性の健康の包括的支援に関する法律を早期に成立させ、女性の健康支援対策を、総合的かつ計画的に推進されるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、女性活躍担当大臣〕